

都道府県版制度 諸規程改定ひな形

1. ●●県(体育・スポーツ)協会●●県総合型クラブ連絡協議会 登録規程

当初ひな形	改定ひな形
<p>第1条(総則)</p> <p>本規程は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第5条第2項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。</p>	<改定なし>
<p>第2条(目的)</p> <p>登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が県協議会に加入することを目的として行うものとする。</p>	<改定なし>
<p>第3条(登録申請)</p> <p>登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したのもをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)へ総合型クラブ単位で申請する。</p>	<改定なし>
<p>第4条(登録審査)</p> <p>県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。</p> <p>2. 登録審査については、別に定める。</p>	<改定なし>
<p>第5条(登録認定)</p> <p>県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。</p> <p>2. 登録認定については、別に定める。</p>	<改定なし>
<p>第6条(有効期間)</p> <p>登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。</p>	<p>第6条(有効期間)</p> <p>登録の有効期間は、<u>毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。</u></p>
<p>第7条(登録更新審査)</p> <p>登録は、年度ごとにこれを更新する。</p> <p>2. 登録更新審査については別に定める。</p>	<改定なし>
<p>第8条(権利)</p> <p>登録クラブは、次の権利を有する。</p> <p>(1) 全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。</p> <p>(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。</p>	<改定なし>
<p>第9条(遵守事項)</p> <p>登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。</p>	<改定なし>
<p>第10条(登録料)</p> <p>県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。</p> <p>2. 前項に定める登録料は〇〇〇〇円とする。</p>	<改定なし>
<p>第11条(処分)</p> <p>県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為(以下「違反行為」という。)の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。</p> <p>2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。</p>	<改定なし>
<p>第12条(個人情報の扱い)</p> <p>本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。</p>	<改定なし>
<p>第13条(改定)</p> <p>《参考例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。 	<改定なし>
<p>附則1 本規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。</p>	<p>附則(令和○年○月○日)</p> <p>1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、全国協議会登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録とすることに鑑み、令和5年10月末日までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。</p>
	<p>附則●●(令和●●年●●月●●日)</p> <p><u>1 令和●●年●●月●●日に第6条を改定。この改定は、令和●●年●●月●●日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間(令和5年11月1日～令和6年3月31日)にかかる登録料(第10条)は、●●●●円とする。</u></p>

都道府県版制度 諸規程改定ひな形

	<p><u>3 令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。この場合、第10条の登録料は、「〇〇〇〇円」とあるのを、「●●●●円」とする。</u></p> <p><u>4 令和2年3月16日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいずれも「令和6年3月末日」に変更する。</u></p>
--	---

2. ●●県(体育・スポーツ)協会●●県総合型クラブ連絡協議会 登録審査細則

当初ひな形	改定ひな形
<p>第1条(総則) 本細則は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)が実施する登録審査に関することについて定める。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第2条(登録審査委員会) 県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会(以下「登録審査委員会」という。)」を設置する。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第3条(登録審査委員会の構成) 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を●●県体育・スポーツ協会(以下「県体協」という。)代表者が委嘱する。 ①都道府県体協役員又は担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会役員又は担当者 ④学識経験者(大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など)</p>	<p><改定なし></p>
<p>第4条(オブザーバー) 登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。 2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。 3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第5条(委員の任期) 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第6条(登録審査委員会の招集及び決議) 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。 2. 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第7条(登録審査方法) 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。 2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等) 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 ※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 ※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要 申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応) 申請書類⑩. ※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第8条(審査結果の報告) 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により県協議会に審査結果を提出するものとする。</p>	<p>第8条(審査結果の報告) 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により県協議会に審査結果を提出するものとする。</p>
<p>第9条(改定) 《参考例》 ・本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。</p>	<p><改定なし></p>

<p>附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p>	<p>附則(令和〇年〇月〇日) 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p>
	<p><u>附則(令和●年●月●日)</u> <u>1 令和●年●月●日に第8条を改定。この改定は、令和●年●月●日から施行する。</u> <u>2 令和〇年〇月〇日附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」に変更する。なお、令和6年度の登録審査(令和6年4月1日登録認定分)以降の登録審査においては、その審査方法を第7条第2項のとおり(通常審査)とする。</u></p>

3. ●●県(体育・スポーツ)協会●●県総合型クラブ連絡協議会 登録認定細則

当初ひな形	改定ひな形
<p>第1条(総則) 本細則は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)が実施する登録認定に関することについて定める。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第2条(登録認定リストの作成) 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて●●県総合型クラブ登録認定リスト(以下「登録認定リスト」という。)を作成する。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第3条(登録認定リストの提出) 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に提出する。</p>	<p>第3条(登録認定リストの提出) 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に提出する。</p>
<p>第4条(登録料の収受及び認定証の発行) 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。 2. 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料(全国協議会が定める登録料)を12月末日までに全国協議会へ納付する。</p>	<p>第4条(登録料の収受及び認定証の発行) 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。 2. 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料(全国協議会が定める登録料)を5月末日までに全国協議会へ納付する。</p>
<p>第5条(改定) 《参考例》 ・本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。</p>	<p><改定なし></p>
<p>附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。</p>	<p>附則(令和○年○月○日) 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。</p>
	<p>附則(令和●年●月●日) 1 令和●年●月●日に第3条及び第4条第2項を改定。この改定は、令和●年●月●日から施行する。 2 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)及び令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)については、「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。 3 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)及び令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)については、「5月末日まで」とあるのを、「12月末日まで」とする。 4 令和○年○月○日附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」に変更する。</p>

4. ●●県(体育・スポーツ)協会●●県総合型クラブ連絡協議会 登録更新審査細則

当初ひな形	改定ひな形
<p>第1条(総則) 本細則は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第2条(登録審査委員会) 登録更新審査は、公益財団法人●●県体育・スポーツ協会●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第3条(登録更新審査方法) 登録更新審査は、書類審査及び実地審査とする。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。 3. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略できるとともに、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等) 申請書類③.規約・会則・定款等 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出 申請書類④.役員名簿 ※前回提出以降、変更がある場合のみ提出 申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応) 申請書類⑩. ※県協議会登録基準細則第 3 条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第 4 条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 4. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。</p>	<p><改定なし></p>
<p>第4条(登録更新審査結果の報告) 登録更新審査委員会は、8月末日までに●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。</p>	<p>第4条(登録更新審査結果の報告) 登録更新審査委員会は、<u>1</u>月末日までに●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。</p>
<p>第5条(改定) 《参考例》 ・本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本細則は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。</p>	<p><改定なし></p>
<p>附則1 本細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p>	<p>附則(令和○年○月○日) 1 本細則は、令和○年○月○日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。</p>
	<p>附則(令和●年●月●日) <u>1 令和●年●月●日に第4条を改定。この改定は、令和●年●月●日から施行する。</u></p>